

令和4年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年5月23日（月） 午前9時から午前11時5分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	欠	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
欠	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主 査 凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農業委員会の最適化活動に係る目標設定について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・表彰伝達

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 倉田 雪男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年5月23日(月) 開会 午前9時 閉会 午前11時5分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 改めておはようございます。ただ今から、令和4年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、園田委員・堀之内委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。
なお、西ノ原委員が途中退席されます。

推進委員の欠席は 立元委員・鶴田委員・有馬委員の3名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号4番の中塩屋委員と、6番の倉田委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第11号については、1頁から98頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年5月24日です。合計面積は、32万3千390㎡、うち更新分10万3千177㎡、内訳といたしまして、田14万7千65㎡、畑17万6千325㎡です。利用権を設定する者144人、設定を受ける者67人です。始期は、いずれも令和4年6月1日です。期間は、10か月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年です。

次の3頁から70頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が10か月です。1番は、賃借権で再設定。

次の2番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。

次の6番から6頁の7番までは、設定期間が2年です。6番は、使用賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、使用賃借権で新規設定。

次の8番から20頁の34番までは、設定期間が3年です。8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、貸借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、貸借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、貸借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、貸借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、貸借権で新規設定。

次に、13頁、20番、21番は、貸借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、貸借権で新規設定。

次に、15頁、24番、25番は、貸借権で再設定。

次に、16頁、26番、27番は、貸借権で再設定。

次に、17頁、28番、29番は、貸借権で再設定。

次に、18頁、30番、31番は、貸借権で再設定。

次に、19頁、32番は、使用貸借権で再設定。33番は、貸借権で再設定。

次に、20頁、34番は、貸借権で再設定。

次の35番は、設定期間が4年です。35番は、貸借権で再設定。

次に、21頁、次の36番から42頁の77番までは、設定期間が5年です。36番、37番は、貸借権で新規設定。

次に、22頁、38番は、使用貸借権で新規設定。39番は、貸借権で新規設定。

次に、23頁、40番は、貸借権で新規設定。41番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24頁、42番は、使用貸借権で新規設定。43番は、貸借権で新規設定。

次に、25頁、44番、45番は、貸借権で新規設定。

次に、26頁、46番、47番は、貸借権で新規設定。

次に、27頁、48番は、使用貸借権で新規設定。49番は、貸借権で新規設定。

次に、28頁、50番、51番は、貸借権で新規設定。

次に、29頁、52番は、貸借権で新規設定。53番は、貸借権で再設定。

次に、30頁、54番は、貸借権で再設定。55番は、使用貸借権で再設定。

次に、31頁、56番は、貸借権で再設定。

次の57番から42頁の77番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、42頁、次の78番から47頁の88番までは、設定期間が6年です。78番は、貸借権で新規設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、81 番、82 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、83 番は、使用貸借権で再設定。84 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、85 番、86 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、87 番は、賃借権で再設定。88 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、48 頁、次の 89 番から 70 頁の 133 番までは、設定期間が 10 年です。89 番、90 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、91 番は、使用賃借権で新規設定。92 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、95 番は、使用貸借権で新規設定。96 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、97 番は、使用賃借権で新規設定。98 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、99 番、100 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、54 頁、101 番、102 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、55 頁、103 番は、使用賃借権で新規設定。104 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、105 番、106 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、107 番、108 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、109 番は、使用賃借権で新規設定。110 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、111 番、112 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、113 番、114 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、119 番、120 番は、賃借権で再設定。

次に、64 頁、121 番、122 番は、賃借権で再設定。

次に、65 頁、123 番、124 番は、賃借権で再設定。

次に、66 頁、125 番、126 番は、賃借権で再設定。

次に、67 頁、127 番、128 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、次の 129 番から 69 頁の 132 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、70 頁、133 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 70 頁までの 133 件の利用権設定ですが、31 頁の 5 年もの 57 番から 42 頁の 77 番までと、70 頁の 10 年もの 133 番が鹿屋市農業委員会

規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 31 頁の 57 番から 42 頁の 77 番及び 70 頁の 133 番は、借人福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る 5 年もの 21 件と 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、47 頁の 6 年もの 88 番が、議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 47 頁の 88 番は、借人有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 有村委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、68 頁の 10 年もの 129 番から 69 頁の 132 番までが農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 68 頁の 129 番から 69 頁の 132 番は、借人中牧委員が使用賃借権及び賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中牧委員に係る 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの105件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転について、71頁から75頁です。71頁で説明します。公告年月日は令和4年5月24日、合計面積は、1万5千303㎡で、うち田655㎡、畑1万4千648㎡です。所有権を移転する者7人、所有権の移転を受ける者5人です。72頁をご覧ください。1番から75頁の7番までは、全て所有権移転協議成立したものです。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、76頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定については、76頁から98頁です。76頁で説明します。公告年月日は、令和4年5月24日です。合計面積は、21万1千714㎡で、うち、田3万2千608㎡、畑17万9千106㎡です。利用権を設定する者39人、利用権の設定を受ける者20人で、全て新規設定です。始期は、令和4年6月1日で、期間は4年3か月、5年、10年です。

公社から借人への転貸設定です。77頁をご覧ください。1番は、設定期間が4年3か月です。1番は、使用貸借権。

次の2番から79頁の5番までは、設定期間が5年です。2番は、賃借権。

次に、78頁、3番、4番は、賃借権。

次に、79頁、5番は、賃借権。

次の6番から98頁の40番までは、設定期間が10年です。6番は、賃借権。

次に、80頁、7番は、使用貸借権。

次に、81頁、8番は、賃借権。

次に、82頁、9番は、賃借権。10番は、使用貸借権。

次に、83頁、11番、12番は、賃借権。

次に、84頁、13番、14番は、賃借権。

次に、85 頁、15 番、16 番は、賃借権。

次に、86 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、87 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、88 頁、21 番は、賃借権。

次に、89 頁、22 番、23 番は、賃借権。

次に、90 頁、24 番は、使用賃借権。25 番は、賃借権。

次に、91 頁、26 番、27 番は、賃借権。

次に、92 頁、28 番、29 番は、賃借権。

次に、93 頁、30 番、31 番は、賃借権。

次に、94 頁、32 番、33 番は、賃借権。

次に、95 頁、34 番、35 番は、賃借権。

次に、96 頁、36 番、37 番は、賃借権。

次に、97 頁、38 番、39 番は、賃借権。

次に、98 頁、40 番は、賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、77 頁から 98 頁までの中間管理権設定 40 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、99 頁、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 12 号については、99 頁から 104 頁です。今回は、所有権移転 20 件、賃借権 1 件、使用賃借権 1 件です。

初めに、99 頁です。1 番は、田 2 千 755 m²の売買です。2 番は、畑 6 千 503 m²の贈与です。3 番は、畑 1 千 71 m²の売買です。4 番は、畑 931 m²の売買です。

次に、100 頁です。5 番は、田及び畑 6 千 807 m²の売買です。6 番は、畑 1 千 468 m²の売買です。7 番は、畑 1 千 139 m²の贈与です。

次に、101 頁です。8 番は、畑 2 千 918 m²の売買です。9 番は、畑 649 m²の売買です。10 番は、畑 440 m²の売買です。11 番は、畑 1 千 54 m²の売買です。12 番は、畑 886 m²の売買です。

次に、102 頁です。13 番は、田及び畑 4 千 635 m²の贈与です。14 番は、畑 11 m²の売買です。15 番は、畑 1 千 745 m²の設定期間 20 年の賃貸借です。16 番は、畑 671 m²の売買です。

次の 17 番から 104 頁の 22 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、102 頁 17 番から 103 頁 19 番までを倉田委員に、103 頁 20 番から 104 頁 22 番までを入佐委員に報告をお願いします。

倉田 　議席番号 6 番の倉田です。去る 5 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　まず、102 頁の 17 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には野菜を作付けするとのことでした。

　次に、103 頁の 18 番ですが、下限面積・農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。市外に居住していた父親が上野町の実家に戻ってくるということから、実家を拠点として農業を行うとのこと、取得する農地には野菜を作付けするとのことでした。

　次に、19 番ですが、下限面積・農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は親族に借りるとのことでした。今回、取得する農地にはソバ・野菜を作付けするとのことでした。

　以上、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

入佐 　推進委員の入佐です。去る 5 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　まず、103 頁の 20 番ですが、104 頁の 21 番も関連がありますので、併せて報告します。下限面積・農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には米・甘藷を作付けするとのことでした。

　次に、104 頁の 22 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。現在、牛を 4 頭飼育していることから、今回、取得する農地には飼料・米を作付けするとのことでした。

　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました 22 件について、ご異議ありませんか。

　「異議なし」

　「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

　次に、105 頁、議案第 13 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局

の説明をお願いします。

上之脇 議案第 13 号につきましては、105 頁の 1 件です。1 番について、当初は、申請地に当初計画者がコンテナハウスを整備する計画でしたが、コンテナの値上がりにより、当初予定した予算内での事業計画達成が困難となり、このような状況に事業継承者から土地売買の打診を受けたため、事業を承継してアパートを整備するものです。後の 107 頁の 5 条申請の 4 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、106 頁、議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 14 号につきましては、106 頁です。今回は、1 件で、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、106 頁 1 番を新原委員に報告をお願いします。

新 原 議席番号 1 番の新原です。去る 5 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。106 頁の 1 番ですが、申請地は大隅湖の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行なことから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に植林を行い山林とする計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に植林を行い山林として整備済みであることから始末書を添付しての申請となっております。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、107 頁、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 15 号につきましては、107 頁から 111 頁です。107 頁をご覧ください。

まず、1 番は、倉庫を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、土地を分譲するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は

3の5です。4番は、アパートを整備するもので、農地区分は3の5です。先ほどの、105頁の1番の事業計画変更と関連となります。

次に、108頁、5番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第9回総会で審議済です。6番は、建売住宅、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第9回総会で審議済です。7番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、109頁、8番は、建売住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第5回総会で審議済です。9番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第8回総会で審議済です。10番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第8回総会で審議済です。

次の11番から111頁の19番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、108頁7番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 108頁の7番は、渡人福元副会長が、所有権移転により、受人が一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第6回総会で審議済です。農地法第5条の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る案件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、109頁11番から110頁13番までを本田委員に、110頁14番、15番を本村委員に、111頁16番から19番までを新原委員に報告をお願いします。

本 田 議席番号18番の本田です。去る5月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

109頁の11番ですが、申請地は花岡学園の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地及び隣接地の宅地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 110 頁の 12 番ですが、申請地は永小原町地内に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に隣接する豚舎から搬出される畜糞を処理するためのし尿浄化槽及び堆肥舎を整備する計画です。転用目的が農業施設の整備であることから、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は大隅森林管理署の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に隣接する住宅のための駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11 番から 13 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る 5 月 12 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

110 頁の 14 番ですが、申請地は上田崎市宮団地の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に建売住宅 3 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 15 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に建売住宅 6 棟、駐車場及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、14 番と 15 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 原 議席番号 1 番の新原です。去る 5 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

111 頁の 16 番ですが、申請地は細山田小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 17 番ですが、申請地は串良商業高校の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農

地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、土地の形が不整形であり残地を農地として活用することが難しいとの、理由書が添付されております。

次に18番ですが、申請地は申良商業高校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に19番ですが、申請地は申良農村環境改善センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請者の代表の居宅に隣接する申請地に管理棟・倉庫及び資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一部が駐車場として整備済みであることから始末書を添付しての申請となっております。

以上、16番から19番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、許可申請18件については、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、112頁、議案第16号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第16号につきましては、112頁から127頁です。113頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は14件で、田1筆、畑13筆となっております。対象面積の計は2万622㎡で、田が482㎡、畑が2万140㎡となっております。次の114頁から127頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、112頁1番から7番までを中塩屋委員に、8番から113頁14番までを楠園委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　議席番号4番の中塩屋です。去る5月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

112頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は114頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅8棟及び通路を整備する計画です。

申請地は鹿屋東中学校の南西に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第3種農地です。申請地は街区面積に占める宅地面積の割合が40%を超過していることから、許可基準の「街区内4割超住宅化農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は115頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅及び車庫を建築する計画です。申請地は旭原郵便局の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、4番も関連がありますので併せて報告します。周辺図等は116頁及び117頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に3番は農家住宅及び農業用倉庫、4番は一般住宅を建築する計画です。申請地は伊集院自治公民館の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は118頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・堆肥置場・ロール置場及び農業用機械置場を建築する計画です。申請地は串良公民館細山田分館の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は119頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に牛舎及びバンカーサイロを建築する計画です。申請地は細山田中学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は120頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及びサイレーン置場を建築する計画です。申請地は有里揚水機場の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

楠園 推進委員の楠園です。去る5月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画

の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

112 頁をご覧ください。まず 8 番ですが、周辺図等は 121 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び通路を建築する計画です。申請地は申良農村環境改善センターの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 9 番ですが、周辺図等は 122 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅及び駐車場を建築する計画です。申請地は下名小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 10 番ですが、周辺図等は 123 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を建築する計画です。申請地は湯遊ランドあいらの南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 124 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を建築する計画です。申請地は吾平小学校の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 113 頁の 12 番ですが、13 番も関連がありますので併せて報告します。周辺図等は 125 頁及び 126 頁をご覧ください。農振への編入及び用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、12 番は申請地で各種事業の導入を行う計画です。申請地は星塚敬愛園の西に位置し、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。13 番は 12 番の手続きの中で農用地区域内農地に用途変更を行わずに農業用倉庫を建築していたことが判明したため、その是正を行うために用途変更を行うもので、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 14 番ですが、周辺図等は 127 頁をご覧ください。農振への編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地で各種事業の導入を行う計画です。申請地は鹿屋高等技術専門校の南西に位置し、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外・編入及び用途変更は支障がないと判断しました。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました14件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、128頁、議案第17号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第17号につきましては、128頁です。今回は2件です。

128頁の1番は、平成10年頃から山林としていたもので、令和3年度第8回総会で審議済となっております。

次に、2番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、128頁2番を入佐委員に、報告をお願いします。

入 佐 　推進委員の入佐です。去る5月13日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

128頁の2番ですが、申請地は、鹿屋東中学校の北西に位置し、平成10年頃から基礎を設置した大型の看板敷地として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、129頁、議案第18号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第18号につきましては、129頁から131頁です。今回新たに、譲渡希望が129頁の1番から130頁の8番までの8件、次に、賃貸借希望が131頁1番から8番までの8件ですので、お目通しください。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。129頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を田村委員と上穂木委員に、2番を大園委員と永山委員に、3番を榎原委員と森

園委員に、4番を上野委員と立元委員に、5番を郷原委員と細川委員に、6番の祓川町を私、木場と川崎委員に、6番の上高隈町と下高隈町を園田委員と徳田委員に、130頁、土地の所有者からの譲渡希望の、7番を堀之内委員と矢野委員に、8番を畠井委員と西元委員に、お願いします。

次に131頁、賃貸借希望の1番を中塩屋委員と垣内委員に、2番を榎原委員と森園委員に、3番の永野田町を畠井委員と西元委員に、3番の飯隈町を榎原委員と森園委員に、4番を私、木場と川崎委員に、5番を郷原委員と細川委員に、6番と7番を榎原委員と森園委員に、8番を畠井委員と西元委員に、お願いします。

次に、132頁、議案第19号「農業委員会の最適化活動に係る目標設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 このことについては、4月の総会の時に「農業委員会を取り巻く情勢と対応方法について」で概要等を説明させていただき、5月の総会で具体的な数値目標等をお示ししますと説明したものです。

議案第19号の「農業委員会の最適化活動に係る目標設定について」ご説明申し上げます。資料は132頁から133頁とお手元に配布しております、別冊資料を使い説明いたします。提案理由については132頁にありますように、農林水産省が「農業委員会による最適化活動の推進等について」のガイドラインを示し、そのことに伴い、鹿屋市農業委員会として令和4年度以降の「最適化活動の目標設定」を行うものであります。

ガイドラインの概要は「最適化活動の目標設定、活動記録、点検・評価、公表・報告等」と「農業委員と推進委員の役割分担、中立委員の選考等」の7項目について規定しています。

最適化活動の目標設定ですが、①の農地の集積、②の緑区分の遊休農地の解消、③の新規参入の促進があり、それぞれ担当区域ごとに毎年目標を設定しなければなりません。

①の農地の集積ですが、集積目標設定を鹿屋市全体で209.8haとします。目標面積の209.8haの根拠ですが、鹿児島県が、これまでの集積の実績、集積率を勘案し、鹿屋市に目安として提示した面積を目標としました。

②の緑区分の遊休農地の解消ですが、集積目標設定を鹿屋市全体で73.1haとします。目標面積の73.1haは令和3年の8月から9月にかけて委員の皆さんに調査していただいた緑区分の農地が、73.1haありました。なお、緑区分の遊休農地の解消は令和3年度確認した73.1haを令和4年度から令和8年度までの5年間で毎年5分の1ずつ解消するとなっているので、令和4年度は14.62haが目標の数字となります。緑区分を解消することで、その農地の集積、新規参入者へのあっせんにつなげていっていただきたいと思います。

また、新規で発生した緑区分の遊休農地は年度内に解消とありますが、このことについて

は、令和4年度中に新たに発生、確認した緑区分の遊休農地の事で、令和4年度中に解消していくということになります。

③の新規参入の促進ですが、新規就農者の推進の目標設定を21人とし、農地等のあつせんを33.2haとします。

一つ目の新規就農者の目標ですが21人というのは委員の皆さんの担当区域の数で、一つの区域で1人づつを目標とし、二つ目の農地等のあつせんの33.2haの根拠は、県が示した、平成28年度から平成30年度までの各年度の利用権設定の平均1割以上を目標とするということがあることから、集計した結果、33.2haでしたので、農地等のあつせんは33.2haになります。

なお、新規就農者の推進については、かなりハードルが高い目標になると思われますので、委員の皆さんに推進していただくことはもちろんですが、農政課に新規就農者の情報等がありますので、各委員の担当地区にお住いの新規就農者の数年前からの情報を提供しますので、その情報等をもとに、農地等のあつせんを促進していただきますようお願いいたします。

1から3の目標設定は先ほど申しあげたように担当区域ごとに設定しなければなりません。担当区域ごとの目標は、別冊資料の1頁から8頁にかけてお示ししております。

それでは、別冊資料の2頁をご覧ください。表の見方ですが、左から担当区域、農業委員、推進委員さん名、担当地区、成果目標値です。成果目標は農地の集積、緑区分の解消、新規参入者へのあつせん面積です。単位は㎡です。担当区域ごとに目標面積が違いますが、今回は、それぞれの担当区域の面積をもとに設定させていただいております。以下、4頁は輝北地区、6頁は串良地区、8頁は吾平地区の目標数値をお示ししておりますので、ご確認ください。担当区域ごとに目標面積をお示しましたが、先ほど申しあげたとおり、鹿屋市の目標は、農地の集積209.8ha 緑区分の遊休農地の解消14.62ha 新規参入者に対する農地のあつせん33.2haですのでよろしく申し上げます。

蔵ヶ崎 13番の蔵ヶ崎です。担当地区に記載されたいる星塚が、9番の榎原委員の区域だったんですが、変更になったところでしょうか。

局長 申し訳ありません、資料の担当区域が前の資料を使っておりました。星塚は9番の榎原委員・森園委員に入れるということでお願いします。

次長 それでは、資料は総会資料の132頁に返っていただき、2の活動目標についてご説明申し上げます。活動目標については、委員ごとに目標を設定します。

まず、委員の最適化活動の活動日数を1月に8日以上とする。とありますが、この議案資料を作成した後、県の会議が開催され、その中で1月に10日以上の日数にしてくださいとお願いがありましたので、8日以上ではなく10日以上に変更し、活動目標を10日以上にしま

す。ちなみに、当初は活動日数が年間180日・月15日という数字がありましたが、今回は示されておりません。

つづきまして、①の活動強化月間の実施です。資料は別冊資料の9頁です。3月以上の強化月間を設定しなさいということなので、8月から11月にかけて「利用者意向調査」「話し合い活動」12月から3月までを「戸別訪問・年金・新聞」、農業者年金推進活動は、8月から1月までを設定させていただきました。

つづきまして、総会資料の132頁の②新規参入相談会への参加です。これについては、農業まつりや各地域で開催される産業まつり等でブースを設け、農地相談や新規就農希望者の相談を受けるもので、その際、委員の皆さんに出席依頼しますのでよろしくお願いします。

133頁をお開きください。活動記録記録簿の作成です。3月までと大きく変わったところが、様式の変更です。以前は1月にA3用紙1枚でしたが、4月からは1日ごとに記録を記入しなければならなくなりました。それでは、別冊資料の10頁をお開きください。新しい様式です。サイズがA4サイズになります。お手元に黄色のファイルを配布しておりますが、1枚で4日分の記録ができます。記載例を11頁から12頁にかけて掲載しておりますのでお目通し下さい。記録簿を記入する上で、月、日時、活動時間、場所、詳細、その他の情報など赤字で書いてある部分については必ず記入してください。記録簿の左上にある項目大、中、小とあるのは、資料13頁の表です。11頁の記載例1の項目は大項目は3の遊休農地の発生防止で中項目は5その他、小項目はその他遊休農地の発生防止・解消にむすびつく活動を行った場合となりますが、項目について大項目は、必ず記入くださるようお願いいたします。記録簿を提出いただいた後で、事務局で記録簿を確認し、中・小項目は記入します。

あと、今までの記録簿には記入する欄がありませんでしたが、今回から電話での相談事等も、活動として記録してください。また、先ほどの成果目標で、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進について説明申し上げましたが、資料13頁の色が反転している2. 3. 4がその部分になりますので、重点的に活動していただければと思います。県の会議でも、こまめに記録をとっていただき、記録簿への書く量を増やしてくださいとありますので、よろしくお願いします。記録簿の提出は、月ごとに記入した記録簿を総会時に提出ください。

資料は133頁に戻ります。5の点検評価ですが、農業委員会は委員より提出された記録簿を基に活動実績と目標達成状況を総会で点検・評価し、結果を翌年5月末までに、総会においてその結果を委員に通知いたします。

6の公表・報告ですが、令和4年度分の点検・評価結果を取りまとめたものを、個人情報を除き、法37条の規定によりインターネット等で公表するとともに、6月末までに市町村長、

県、農業会議に報告いたします。また、令和5年度分の、最適化活動の目標を毎年度3月末までに設定し、4月末までに農業会議の確認を受けた上で、インターネット等で公表、市町村長、県、農業会議へ報告いたします。

7農業委員と推進委員の役割分担ですが、これまでも鹿屋市は農業委員と推進委員が、一緒に活動していく役割付けがされていることから、引き続き一緒に活動していただきたいと思います。これまでも鹿屋市は農業分野以外の視点を持った者を、委員として任命しており今後も同様に選考させていただきたいと思います。

以上で、議案第19号の「農業委員会の最適化活動に係る目標設定について」の説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。質問等はありませんか。

寺下 議席番号3番の寺下です。この地区割りのことですが、緑部分の解消を下さいということでしょうか。そうであれば、その区域の地図等を準備いただき現場で見た方が早いと思いますので、地図等を示していただきたい。また、新規参入者の促進ですが、ここに示された広さの農地を見つけてあげるといえることでしょうか。

次長 この面積を目標としてくださいということです。新規就農者については過去の3年間の数値を基に、利用権の設定まで行ければ、併せて緑区分の解消にもつながると考えております。

寺下 分かりました。続いて記録簿の書き方ですが、本日の総会については、大項目1、中項目に1を記載して、詳細は特に記載しなくてよいということでしょうか。

次長 総会については、寺下委員のおっしゃる通りに大項目1というものもありますが、2の担い手の集積集約の中項目の4番で推進委員については総会での意見等の活動となるので、農業委員と推進委員では項目が違ってきます。

局長 記録簿の項目大中小については、農業委員は1の1で詳細には会議名を記載していただければ大丈夫です。

榎原 関連ですが、就農して何年目までが新規就農者として記載してよいのでしょうか。

次長 新規就農者についてはハードルが高いと説明させていただきましたが、令和4年度中に農政課に登録された方ということでございます。

榎原 参入して1年というのは短いと思われるのですが、2～3年は農政課にもお世話になると思いますので、もう少し期間を長く見た方がよいと思うのですがどうでしょうか。

局長 その点については、また農政課と話をし、新規就農は2年ないし3年とするかを確認させていただきます。

榎原 3条、4条、5条の調査については、どのように記載したらよいのでしょうか。

久木田 3条、4条、5条の現地調査については、大項目が1番、中項目2番の事前相談・現地確

認等をお願いします。小項目は記載しなくて良いです。

園 田 記録簿の提出枚数は、各委員の活動内容によって異なるということで良いのですね。

次 長 はい。1月に10日間活動すれば、活動日誌は2枚と表面で3枚に記載していただくこととなります。推進委員についても、その内容について記載いただきたいと思います。

議 長 他に質問等はありませんか。

寺 下 前の記録簿でも詳細については例が示されていましたが、新しい記録簿でも記載例を準備いただければ助かるのですが、どうでしょうか。データでの記録簿の提供についても併せてお願いしたいです。

久木田 記載例については、お時間をいただきたいと思います。データについては、この後、CD（シーディ）で準備しておりますので、総会終了後に私の方までお伝えください。メールで報告書を提出いただいている方は、メールでお送りできますので連絡いただきたいと思いません。

議 長 他に何かありませんか。

藏ヶ崎 私の自宅に、横浜の方から電話があり、農地の耕作者が見つからないとの相談が親族からありましたが、何日間か空いて、何度も対応したような場合は、どのように記載したら良いでしょうか。

局 長 記録簿の詳細の所に、あったことをその都度記載していただければ、今日は連絡があり農地の調査をしたとか、日が変わればまた新たに耕作者と引き合わせた等をその日でこまめに記載いただければと思います。項目の選び方について、分からないときはそのまま提出していただければ、事務局で記載させていただきます。

議 長 他にありませんか。

「質問なし」

「農業委員会の最適化活動に係る目標設定について」ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、鹿屋市農業委員会の最適化活動に係る目標数値等を県の農業会議に報告します。

次に、134頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料134頁をご覧ください。合意解約については、134頁から153頁です。今回は39件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、134頁から、153頁まで39件の合意解約です。報告しておきま

す。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

有 村 事務局への質問です。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転についてですが、認定農業者が所定の要件をみたす農地を取得する場合は優遇措置を受けることができますが、その目的は耕作を行うこととなっており、もし何らかの事情によりそれができなくなったときに、第3者に農地を手放したいが、それには制約があると聞いております。それについて事務局ではどのように考えておりますでしょうか。

下仮屋 ただ今、委員からご指摘がありました通り、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転については、本市の農業の未来を担う認定農家や認定新規就農者が農地の集積を行うために設けられた制度となりますが、譲渡所得に係る特別控除を受けられたり、所有権移転登記手数料が3筆まで5,000円となるなど、農地集積が進むようにメリットが設けられています。しかし、所有権移転後に取得時の経営形態が変化したり、営農者の身体的な状況等に変化が生じたて耕作が困難となった場合には、その状況を鑑みて譲受人に代わって農地を耕作できる農家へ農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転を行うこととしております。ただし、それが転売目的とみなされる場合は認めないこととなっております。そのため、様々な要因を考慮する必要があることから、農業委員や推進委員にそのようなご相談があった場合には、事務局にご相談いただければと考えております。以上です。

議 長 他に何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

局 長 それでは、6月の調査委員を申し上げます。

6月14日、火曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、川崎委員でございます。

同じく14日、火曜日、農振調査が、有村委員、鶴田委員でございます。

6月15日、水曜日、4条・5条の調査が、園田委員、永山委員でございます。

同じく15日、水曜日、3条調査が、大園委員、持増委員でございます。

6月の総会は、6月23日、木曜日の9時からこの会場で行いますので、よろしく申し上げます。

総会終了後に、「人・農地プラン」につきまして農政課から説明がありますので、委員の皆様はお残りください。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これを持ちまして令和4年度第2回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)